

宇部市立図書館リニューアル基本構想策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の説明

1.1 趣旨

宇部市立図書館は、平成3年10月に開館し、まもなく築30年を迎える施設で、施設・設備の老朽化が課題となっているほか、建設当時と比較し、全国的に図書館のあり方も大きく変化するとともに、多様化する市民ニーズに対応した図書館へとリニューアルする必要がある。

宇部市立図書館のリニューアルについては、令和2年3月に策定した「UBE読書のまちづくりビジョン」に掲げているように、「読書のまちづくり」の核となる図書館として、多様化する市民ニーズに対応した「知の拠点」、「集いの場」、「憩いの場」としての誰でも気軽に利用できる図書館を目指し、図書館利用者、関係団体、市民などの意見を幅広く聞きながら、中心市街地に整備を予定している「まちなか図書館」との連携・役割分担を考慮しながら、進めていくこととしている。

こうした背景のもと、図書館リニューアルのコンセプトと基本方針をとりまとめ、令和3年度以降に実施を予定している図書館リニューアル基本設計・実施設計業務を検討するため、「宇部市立図書館リニューアル基本構想」を策定する。

1.2 業務名

宇部市立図書館リニューアル基本構想策定業務委託

1.3 業務内容

別添1「宇部市立図書館リニューアル基本構想策定業務委託仕様書」（以下「委託仕様書という。」）のとおり

1.4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式（価格面と技術面を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。）

1.5 契約期間

契約締結日から令和3年1月31日まで

1.6 委託料上限額

3,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

1.7 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

1.8 業務の実施場所

宇部市琴芝町一丁目1番33号 宇部市立図書館内、受託者の作業場所ほか

1.9 日程

	項目	日時又は期限等
1	プロポーザル開始の公告（受付開始）	令和2年 5月22日（金）
2	質問書の受付期限	令和2年 5月29日（金） 17時
3	質問への回答期限	令和2年 6月 3日（水） 17時
4	参加表明書の提出期限	令和2年 6月 4日（木） 17時
5	企画提案書の提出期限	令和2年 6月23日（火） 17時
6	ヒアリング審査（プレゼンテーション）	令和2年 7月 1日（水）
7	選定・非選定通知	令和2年 7月 7日（火） 〈予定〉

1.10 担当部署

(1) 名称

宇部市教育委員会 図書館

(2) 所在地

〒755-0033 宇部市琴芝町一丁目1番33号

(3) 連絡先

電話 0836-21-1966

FAX 0836-21-3801

電子メール library@city.ube.yamaguchi.jp

なお、メールの件名を「【図書館リニューアル基本構想】プロポーザル質問書（事業者略称）」とすること。

2 参加表明等

2.1 参加資格

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加時において宇部市物品・製造等に係る競争入札（見積）参加資格者名簿の業務委託等「F」欄に登録があること。
- (3) 参加申込書提出の日から契約締結日までの間において、宇部市の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務を行った実績を有すること。
※ 公立図書館等には、公立図書館と他の公共施設の複合施設も含むものとし、類似業務とは、公立図書館に係る基本構想又は基本計画等これに類する業務を指す。
- (5) 統括責任者には、本業務に精通し十分な経験と知識を有する者として、公立図書館等の基本構想の策定業務等類似業務の経験を有する者を配置すること。

2.2 参加者の失格

参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加申込書提出の日から契約締結日までの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 参考見積額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額が、委託料上限額を超えている場合
- (4) 期限内に関係書類が提出されなかった場合
- (5) 提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (7) 本プロポーザルの審査に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合
- (8) 各前号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

2.3 提案参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うものとする。

- (1) 提出書類及び提出部数

- ◆ 様式1 プロポーザル参加表明書 1部
- ◆ 様式2-1 業務実績調書 1部
- ◆ 様式2-2 統括責任者予定者の経歴書 1部
- ◆ 様式3 業務実施体制調書 1部
- ◆ 国税及び地方税に滞納がないことを証する書類 1部
- ◆ 会社概要パンフレット（任意提出） 1部

なお、共同企業体で参加する場合は、上記に加え、様式4「共同企業体届出書件委任状」を1部提出すること。

- (2) 提出期限

令和2年6月4日（木）17時（必着）

※提出可能な時間は、宇部市立図書館の休館日を除く、平日の9時から17時までとする。

- (3) 提出方法

事務局に持参又は郵送すること。

※電子メールでの提出は不可とする。

- (4) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡の上、様式5「プロポーザル参加辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退した場合、指名除外等の不利益な扱いをするものではない。

3 質問及び回答

3.1 質問書の提出

- (1) 提出書類

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式6「質問書」により、質問内容を具体的に記入して、事務局に提出すること。

※口頭での質問（電話等での問合せ等）は、受け付けないので注意すること。

(2) 提出期限

令和2年5月29日（金）17時（必着）

(3) 提出方法

事務局のメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

なお、メールの件名を「【図書館リニューアル基本構想】プロポーザル質問書（事業者略称）」とすること。

※電子メール送信後、必ず事務局に電話で着信の確認をすること。

3.2 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和2年6月3日（水）17時までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、本市ホームページ上に掲載する。

なお、質問書に対する回答は、回答の内容に応じて、本実施要領の修正とみなす。

4 提案書等の提出

4.1 提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

◆ 様式7 提案書等提出書 1部

◆ 提案書 10部

<提案内容>

「UBE読書のまちづくりビジョン」に掲げている、「読書のまちづくり」の核となる図書館として、多様化する市民ニーズに対応した「知の拠点」、「集いの場」、「憩いの場」としての誰でも気軽に利用できる図書館の全面リニューアルのあり方を示すとともに、委託仕様書に示す業務内容について、具体的な手法、工程、実施体制を提案すること。また、業務実施にあたり工夫等がある場合は、積極的に提案すること。

<様式>

日本工業規格によるA4版の規格、両面印刷、長辺綴じで作成すること。（30頁以内）

提案書には、提案者（協力事業者を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

◆ 提案書データのCD-ROM 1枚

◆ 参考見積書 1部

<様式>

任意様式

※要求仕様書の各委託項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示すこと。

※消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

※消費税及び地方消費税相当額を加えた金額が委託料上限額を超えた場合は失格となる。

(2) 提出先および提出期限

令和2年6月23日（火）17時までに郵送（提出期限日必着）又は持参（提出期限日の午後5時必着）とし、郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限ることとする。持参の場合の受付は、宇部市立図書館の休館日を除く、平日の9時から17時までとする。

4.2 疑義の照会

提案書等の内容について疑義が生じた場合は、必要に応じて事務局から疑義の照会を行う。

4.3 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに関する一切の経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提出書類は返却しない。
- (3) 提出された提案書等の差替及び追加は認めない。誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。
- (4) 原則として第三者へは公開しないものとするが、本市の情報公開条例の対象行政文書となるため、審査終了後に情報公開請求や情報公開請求訴訟により公開する場合がある。
- (5) 提案書類の著作権は参加する事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。ただし、提案者の承認なく、他自治体など外部機関への公開・配布はしない。

5 選定方法

5.1 契約予定業者の選定方法

提案書提出者を対象に、宇部市立図書館リニューアル基本構想策定業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）委員によるヒアリング審査（プレゼンテーション）を実施した上で契約予定業者を選定する。

審査にあたっては、各委員が選定基準に基づき採点し、評価の合計点が最上位である者を契約予定業者とし、次に高かった者を次点の事業者として選定する。

最高得点者が複数の場合は、審査会で協議の上、決定する。なお、参加事業者が1者の場合でも審査を行うが、最低基準を満たさなかった場合は、選定しないものとする。

5.2 契約予定業者の選定基準

別添2「宇部市立図書館リニューアル基本構想策定業務に係る業者選定評価基準」のとおり。

5.3 ヒアリング審査（プレゼンテーション）

(1) 日程

令和2年7月1日（水）

※開始時間等については、別途通知する。

(2) 会場

宇部市立図書館

(3) 実施概要

ア プレゼンテーション出席者は5名以内とし、プロジェクト管理者を含むものとする。

イ 1参加者当たりの持ち時間は30分とし、説明を20分程度、質疑応答を10分程度とする。

ウ 説明は、様式3に定める配置予定技術者の中のいずれかが行うこととするが、質疑応答に関しては様式7で定めるプレゼンテーション参加者のいずれが行ってもよい。

エ プレゼンテーションの際に用いる資料は、事務局に提出した提案書を用いるものとし、当該提案書からの抜粋資料に限り配付を認める。また、提案書の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。

オ 追加提案や追加資料の配布は認めない。

カ パソコン等の機材は用意しないため、参加者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意する。

キ 機器類を持ち込む場合は、準備・片付け時間に留意して設置や撤収を行うこと。

5.4 選定結果の通知

契約予定業者及び次点の事業者に対しては「選定通知書」によりその旨を通知する。選定されなかった提案者については、「非選定通知書」によりその旨と理由を通知する。

5.5 留意事項

- (1) 審査結果に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法及び選考内容についての問い合わせにも、原則として応じないこととする。
- (2) 本プロポーザルの日程等に変更があった場合は、速やかに参加者へ通知する。

6 契約内容の協議及び契約

契約予定業者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について市と協議し、委託上限額内で業務内容及び契約金額を決定した上で締結する。なお、協議に必要な資料については、契約予定業者が作成する。また、契約予定業者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行う。